那覇市在宅医療・介護連携推進事業

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅と医療・行政との連携ポイント集

ちむぐくルール

発行:令和2年7月

【監修】

那覇市 福祉部 ちゃーがんじゅう課 〒 900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 TEL (098) 862-9010 (直通) FAX (098) 862-9648

【編集】

一般社団法人 那覇市医師会 那覇市在宅医療・介護連携支援センター ちゅいしーじー那覇 〒 900-0034 沖縄県那覇市東町 26番1号 TEL (098) 860-5666 FAX (098) 860-5667



Y

ちゅいしーじー那覇

検索

那覇市在宅医療・介護連携推進事業

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅と医療・行政との連携ポイント集



はじめに		2
ポイント1	『安全管理』	3
ポイント 2	『感染症管理』	4
ポイント 3	『記録』	5
ポイント 4	『平時からの医療との連携』	6
ポイント 5	『適切な医療・介護サービスの導入』 …	7
ポイント 6	『多職種とのチーム連携』	8
ポイント 7	『アドバンス・ケア・プランニング』 …	9
ポイント 8	『救急受診の判断と連携』	10
ポイント 9	『災害時の対応と連携』	11



◆ 那覇市在宅医療・介護連携支援センター

ちゅいししず覇



多数後人が参加者

ポイント

安全管理

はじめに

ちむぐくルールは

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅で 暮らしている本人と家族の意思を尊重し、良質 で安心・安全な医療・介護を包括的かつ継続的 に受けることができるよう、医療、介護、行政、 その他関連機関との円滑な連携を図ることを 目的としております。

ちむぐくルール を活用することにより

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅は、基準を満たしつつ自由度の高い運営をすることができ、入居者は、主体的な活動を行いながら快適な日常生活を送ることができると考えております。是非このポイント集を最大限に活用し、入居者がより充実した生活を送ることを望みます。



事故報告窓口は以下2通りあります。

	該当サービス・施設	取扱要領	QRコード	報告先	
介護保険適用 サービス提供時の 事故等	特定施設入居者生活 介護 (介護付有料老 人ホーム)・介護保 険施設・訪問介護・ 通所介護など	那覇市介護保 険事業者にお ける事故報告 取扱要領		給付 グループ	
上記以外の事故等	住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	那覇市有料老 人ホーム事故 報告要領		施設 グループ	

事前に事故を防止することが重要です。

しかし万全を期しても、もし事故が発生した場合、状況を早期に把握し、那覇市ちゃーがんじゅう課へ早期に届けることで、早い段階から安全管理に向けた相談ができ、家族との信頼が深まります。ちゃーがんじゅう課は事故防止に一緒に取組みます。安心してご相談ください。

- 1 施設でのヒヤリ・ハットや事故の報告は、 口頭だけではなく、記録に残し、職員間で 共有することが大切です。ヒヤリ・ハットの "気づき"をメモし、業務改善に活用するため の『ヒヤリ・ハットノート』を作成しましょう。
- 2 職員間でどのようなことがリスクなのか共有しましょう。
- **3** 起こり得るリスクについて、日頃からご家族へ説明、 改善について相談しておきましょう。
- 4 起こり得るリスクを踏まえて、早めに環境整備を行いましょう。
- 5 事故報告について、「協力医療機関等の受診(施設内受診含む) を要したもの」を原則とします。
 - ▶ 那覇市有料老人ホーム事故報告要領(下記参照)
- **6** 事故発生時には特に記録が大切です。事故発生時の状況等はできるだけ詳細に記しましょう。
- 7 事故をまとめ、定期的に分析し、職員と共有しましょう

介護福祉士 普及 PV の ▶ ご案内 那覇市医師会は、医療・介護の最前線で汗を流している大勢の介護職に敬意を表し、夢と誇りのある仕事として志す若者を増やすこと、また、離職を防ぐためPVを制作しました。どうぞご覧ください。





行政をうま~く使いましょ

那覇市ちゃーがんじゅう課 給付グループ・施設グループ

(受付:平日8:30~17:15 12:00~13:00を除く)

TEL: 098-862-9010

ちゅいしじ事



2

感染症管理

どんなに良いサービスを提供していても、介護記録 がなければその事実を証明することは出来ません。

本人が施設や事業所でどのように過ごしていたかを示す資料 になると同時に、どのようなサービスが本人に提供されていた かを家族や医療機関に提示する際の重要な証拠にもなります。 個別支援計画を作成する時も、前回作成時からどのような変化 があったか、本人の現在のニーズを知ることができ、その人に あった支援計画内容に変更する際の根拠にもなります。

▮ スタッフ間で情報を共有する

介護スタッフ、ケアマネジャー、看護スタッフのほか、 理学療法十 (PT)、作業療法十 (OT) など多職種間で情報を 伝達する手段です。スタッフ間で本人の情報をしっかりと 共有することで、より良い介護を行うことができます。

ケアプラン (居宅サービス計画書 ▲ に反映させる

本人の状況の変化や介護内容を把握する ことで、現在のケアプランが適切かどうか 検討したり、変化に応じて本人、ケアマ ネジャーと相談のうえ、ケアプランを変更 したりすることができます。

🤈 介護の質の向上につなげる

介護記録をもとにスタッフ間 で意見交換などを行い、介護 サービスの質の向上を図りま す。また、日常生活の記録をと ることで本人や家族とのコミュ ニケーションが深まります。

経営者・管理者は、感染症発生の状況を早期 に把握し、保健所へ早期に届けることで、 早い段階から感染症蔓延防止に向けた対策 を講じることができます。

次のような場合は保健所に届け出ましょう。

- 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる 死亡者・重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上 ※発生した場合
- 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、 特に施設長が報告を必要と認めた場合
 - ※同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、 最初の患者等が発生してからの累積の人数ではないこと に注意する。

感染症対策は日頃の取組みも大切です。

那覇市保健所(感染症→施設向け→高齢者施設向け)のホームページには 以下の情報がありますので、ダウンロードしてご活用ください。

- ▶ **高齢者介護施設における感染対策マニュアル**(改訂版 2019 年 3 月 / 厚生労働省)
- ▶ 高齢者介護施設向け:感染症対策のポイント (那覇市保健所)
- ▶ 結核対策マニュアル【高齢者施設用】(那覇市保健所)

那覇市保健所では、結核などの感染症に関する出前 講座も実施しています。お気軽にご相談ください。



※感染症については、那覇市ちゃーがんじゅう課にも報告が必要です。 「安全管理」における事故と同様、事故報告を提出ください。

那覇市保健所(受付:平日8:30~17:00)

▶ TEL: 098-853-7971 (保健総務課 感染症グループ)

TEL: 098-853-7972 (保健総務課 結核グル



法的な証拠となりうる

介護記録は、本人や家族か らの開示を求められた場合に、 公的記録として開示する必要 があります。また、万が一、 トラブルや事故が起きた場合 は、介護記録が法的な証拠と なりえます。

最後に介護記録を負担にしないために!!

業務改善を考えた時に多くの職場で真っ先に見直されるのが介護記録 です。負担軽減のために記録を簡略化する事業所もありますが、簡略化 し過ぎると本人の日々の様子が分からず、サービスの質の低下や、家族と の関係構築が上手くいかない等の懸念が生じる可能性もあります。効率的 かつ適切な書き方をマスターすることで、業務負担を減らしながら介護 記録の効果を最大限活かせるようにしましょう。それは誰が見てもわかり やすく「誰が」「何を」「いつ」「どこで」「なぜ」「どのように」を基本に 作成します。専門用語はできるだけ使わないようにすると良いでしょう









ポイント

4

平時からの医療との連携

お砂ぐくルール

ポイント

適切な医療・介護サービスの導入

平時からかかりつけ医や訪問看護師等医療 と連携することで、病気やさまざまな健康 問題について相談することができます。

1 適切な判断を受けられます

本人の心身の状態、病歴、生活習慣など を踏まえた診療を継続的に行いますので、 異変があれば素早い対応が期待できます。 また認知症状にも対応します。



2 早めに医療的ケア等について相談できる

訪問看護を導入することで早めに医療的ケア等について相談することができます。訪問看護は常にかかりつけ医と情報共有し、急変時にも対応します。また、不安な医療的ケアについても相談・アドバイスを受けることができ安心です。

本人本位の必要な医療や介護が選択でき、実際に利用できていますか?

2018 年度の介護保険改正と同時に 老人福祉法においても 「有料老人ホーム入居者保護施策の強化」 が改正されました。





高度な医療機関との連携が

専門的な治療が必要と判断されるときは、紹介状とともに適切な専門医につなげてくれます。また、専門医からの診断結果や治療内容がかかりつけ医にフィードバックされます。

スムーズに行える

生活を支えるチームの 一員として連携する

かかりつけ医や訪問看護師はケアマネジャーや地域包括支援センター等と連携します。そして、医療の情報はケアプランに、介護の情報は主治医意見書や治療方針にそれぞれ反映します。

住宅型有料老人ホームでは、基本サービスと介護保険サービスを切り分けて、入居者が理解できるよう説明・運営しなければなりません。入居者が、居宅介護支援事業所やその他の居宅サービスについて、併設された事業所とその他の事業所を利用することのメリットとデメリットを理解し、自由に選択できる環境を整える必要があります。入居者、家族の選択に基づき、適切なサービスを利用して、自立した日常生活を営むことができるように事業者のコンプライアンスの向上に取り組んでいきましょう。



5 看取りについて

本人、家族が望めば、訪問診療、訪問看護へ看取りの相談をすることができます。 いずれ訪れる終末期の相談に応じて、訪問診療、訪問看護、ケアマネジャー等 サービスの関係者が連携し、看取りの体制を整えます。





行政をうま~く使いましょ

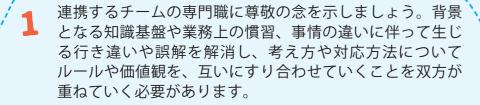
ちゅいしし。那覇



多職種との

多職種とのチーム連携の中心は本人です。

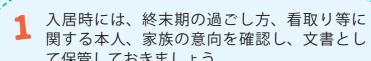
本人の生き方や権利、希望を多職種で情報共有し、本人 の目標に沿った多職種連携をすることが基本となります。 そのためには、多職種間の価値観について相互理解するこ とが必要です。そして、本人には多様な考え方があるとい うことを理解することが重要です。



- 本人が訪問看護、リハビリテーション等の医療系サービス 2 本人か訪問有護、ソハビック・フェンス・ を利用している場合には体調の変化、サービス介入の では、サービス介入の 効果、その後予測される経過等を情報収集し、文書等で 情報提供しましょう。
- 本人に最も身近な介護職等が把握している 本人、家族の生活を情報収集し、文書等で 情報提供しましょう。
- 地域の講演会や研修会、会議等に参加して、 他の職種との交流する機会を重ね、顔の 見える関係作りを積極的に行いましょう。







2 文書を作成するにあたり、かかりつけ医など 医療・企業関係者と保いことでいる 医療・介護関係者と繰り返し話し合いましょう。

文書は、本人、家族と適時見直しましょう。

家族のどなたが代理決定者となるか予め確認しておきましょう。

看取り介護の内容について、家族が理解できるよう丁寧に説明を しましょう。

文書の保管場所については職員と共有しておき、急変時はどの 職員でも提示できるようにしておきましょう。

アドバンス・ケア・ について



『命しるべ~いのちの道標 プランニング (ACP) ▶ ▶ ▶ パンフレット~』をご参照 ください。





個人情報の適切な取扱いのための ガイダンス』をご参照ください。















アドバンス・ケア・プランニング (人生会議)とは 本人と家族が医療者や介護提供者などと一緒に、現在

の病気だけでなく、意思決定能力が低下する場合に備え て、あらかじめ、終末期を含めた今後の医療や介護につ いて話し合うことや、意思決定が出来なくなったときに 備えて、本人に代わって意思決定をする人を決めておく プロセスを意味しています。

て保管しておきましょう。

救急受診の 判断と連携

災害時の

対応と連携

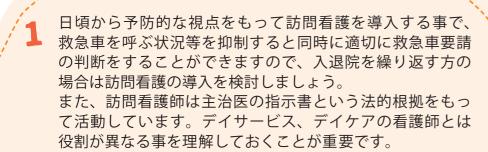
地震や台風による停電、断水などの災害が 起きた時に備えて日頃から災害に対する心 構えや備えをしておくことが重要です。

急変時は誰でも慌てて、パニックにな ります。普段から急変時の対応方法の

自己判断せず、必要時には訪問診療、訪問看護等の医療 サービスを活用し、『報・連・相』をもってしっかり連携をし ていく事で不必要な救急搬送を予防する事にも繋がります。

確認をしておくことが重要です。

緊急時のマニュアルや緊急時連携シートの活用方法など、 緊急時の連絡体制の確認はできていますか?



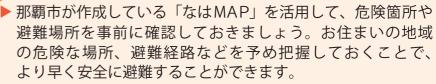
- 施設スタッフが日頃から医療者と急変時のことについて相談出来る環境を 作ることで、施設スタッフの不安軽減に繋がり、働きやすい安全な職場とな ります。
- 容体の変化がみられたときには、日中のうちに速やかに外来を受診し、夜間 への備えについて相談しましょう。
- 普段からの情報共有(施設スタッフや訪問看護師、リハビリスタッフ等)は、 利用者の状態悪化時に役に立ちます。特に、入院が予測される場合は、担当 ケアマネジャーへ速やかに連絡を入れましょう。
- 本人のサービス関係者の連絡表などを作成しておきましょう。
- DNAR (蘇生措置拒否) 意思のある利用者については、かかりつけ医や本人、 家族との共通認識を心がけ、救急車の要請を判断しましょう。
- 救急車は限られた資源です。必要に応じた適正利用を心がけましょう。



1 地域とのつながり

地域とのつながりはますます重要になってきます。 特に災害のときは、ご近所同士の助け合いが欠かせ ません。いざというときに備えて、できるだけ地域 の防災訓練に参加しておくことも大切です。

) もしもの時に備える



- ▶室内の安全対策、非常持ち出し品の点検などを行い、家族 との安否確認の方法を話し合っておきましょう。
- ▶食料等の備蓄品は年に一度賞味期限などを確認しましょう。

3 災害時マニュアルの作成

▶ 津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区 域に立地する要配慮者利用施設の管理者等は、避難確 保計画を策定し、市に報告するとともに、避難訓練を 実施する必要があります。

▶ 災害時マニュアルは、常に、職員に周知するとともに、 訓練等を踏まえ適宜見直しをしましょう。災害時マニュ アルに基づいた行動ができるか、確認しましょう。

総合訓練

年に2回の総合 訓練が義務付けら れています。







